

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 上里町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.0 %
全職員	72.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	(該当なし) %
本庁課長相当職	100.8 %
本庁課長補佐相当職	98.2 %
本庁係長相当職	99.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.3 %
31～35年	88.4 %
26～30年	93.8 %
21～25年	95.0 %
16～20年	90.8 %
11～15年	91.7 %
6～10年	85.4 %
1～5年	85.0 %

【説明欄】

1 任期の定めのない常勤職員について

勤続年数別1～5年においては、他自治体からの割愛人事異動者等が含まれており、その影響を除いた場合の、男性に対する女性の給与の割合は101.2%である。

2 任期の定めのない常勤職員以外の職員数について

会計年度任用職員のうちパートタイム会計年度任用職員は所定勤務時間(7.75時間/日)、所定勤務日数(5日/週)を用いてフルタイム任用職員に換算して算出した。

例：31時間/週(7.75時間/日、4日/週)勤務の場合→31時間÷38時間45分=0.80月・人

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。